彦根市南老人福祉センター、彦根市南デイサービスセンター指定管理者公募要項

1　対象施設の概要

(1)　名称

ア　彦根市南老人福祉センター

イ　彦根市南デイサービスセンター

(2)　所在地

彦根市田原町13番地2

(3)　設置目的

ア　彦根市南老人福祉センター

高齢者に関する各種の相談に応じるとともに、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上およびレクリエーションのための便宜を図る。

イ　彦根市南デイサービスセンター

日常生活において介護を要する高齢者等の生活の助長、健康の保持等を図るとともに、その介護者の負担の軽減を図る。

(4)　建物概要等

竣工時期　　平成4年10月（平成12年　小浴場・身障者用トイレ開設）

構造等　　　鉄骨造　地上1階

敷地面積　　1,150㎡　　延べ床面積　613㎡

施設内容　　集会場、教養娯楽室、軽作業室、機能回復訓練室、生活健康相談室、

図書室、浴室、事務室　他

駐車場(稲枝支所、みずほ文化センター等と共用)

(5)　開館（営業）時間

現行では、以下のとおり。

ア　彦根市南老人福祉センター

午前9時から午後5時まで

イ　彦根市南デイサービスセンター

午前8時30分から午後5時30分まで

（サービス提供時間は、午前9時30分から午後4時40分まで）

(6)　休館日

　　 ア　彦根市南老人福祉センター

①日曜日、水曜日および土曜日

②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

③12月29日から翌年1月3日まで

なお、災害時等には、臨時で休館する場合がある。

イ　彦根市南デイサービスセンターの休館日

現行では、以下のとおり。

①日曜日

②12月31日から翌年1月3日まで

なお、災害時等には、臨時で休館する場合がある。

(7)　利用定員（彦根市南デイサービスセンターのみ）

現行では、以下のとおり。

　　 25名

(8)　近年の利用者数

ア　彦根市南老人福祉センター

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 令和６年度 | 令和５年度 | 令和４年度 |
| 利用者数(延べ人数) | 7,275人 | 6,779人 | 5,136人 |

イ　彦根市南デイサービスセンター

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 令和６年度 | 令和５年度 | 令和４年度 |
| 利用者数(延べ人数) | 5,441人 | 5,519人 | 4,376人 |

(9)　料金(彦根市南デイサービスセンターのみ)

介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の63の2、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)、彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防通所介護相当サービスの事業の人員、設備および運営ならびに介護予防通所介護相当サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準ならびに介護予防通所介護相当サービスに要する費用の額を定める要綱(平成29年彦根市告示第47号)、彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービスＡの事業の人員、設備および運営に関する基準ならびに通所型サービスＡに要する費用の額を定める要綱(平成29年彦根市告示第48号)により算定した額の範囲内。

(10) 関係法令等

地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)、介護保険法(平成9年法律第123号)、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、労働基準法(昭和22年法律第49号)を含む労働関係法令、建築基準法(昭和25年法律第201号)、彦根市老人福祉センターの設置および管理に関する条例(平成17年彦根市条例第36号)、彦根市老人福祉センターの管理運営に関する規則(平成17年彦根市規則第60号)、彦根市デイサービスセンター等の設置および管理に関する条例(平成17年彦根市条例第35号)、彦根市デイサービスセンター等の管理運営に関する規則(平成17年彦根市規則第59号)、彦根市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成29年彦根市告示第43号)、彦根市介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の指定に関する要綱(平成29年彦根市告示第44号)、彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防通所介護相当サービスの事業の人員、設備および運営ならびに介護予防通所介護相当サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準ならびに介護予防通所介護相当サービスに要する費用の額を定める要綱(平成29年彦根市告示第47号)、彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービスＡの事業の人員、設備および運営に関する基準ならびに通所型サービスＡに要する費用の額を定める要綱(平成29年彦根市告示第48号)、彦根市情報公開条例(平成14年彦根市条例第56号)、彦根市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年彦根市条例第6号)、彦根市行政手続条例(平成8年彦根市条例第25号)、彦根市暴力団排除条例(平成23年彦根市条例第17号)、その他関係法令

2　指定管理者が行う業務および管理の基準

(1)　彦根市南老人福祉センターの運営および維持管理に関すること。

(2)　彦根市南デイサービスセンターの運営および維持管理に関すること。

(3)　彦根市老人福祉センターの設置および管理に関する条例第3条に規定される事業の実施に関すること。

(4)　彦根市デイサービスセンター等の設置および管理に関する条例第3条第1項に規定される事業の実施に関すること。

(5)　別添の管理業務仕様書に記載する業務に関すること。

(6)　指定管理者としての業務は、一括して第三者に再委託等はできない。また、業務の一部を再委託する場合は、委託先を彦根市長に届け出ること。

3　指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)

4　指定管理料

ア　彦根市南老人福祉センター

原則として会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)毎に支払うが、詳細は指定後に締結する協定で定める。

　イ　彦根市南デイサービスセンター

　　　利用料金制を採用する。指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとするため、指定管理料は支払わない。

5　応募資格(次の条件を満たす団体に限る。)

(1)　法人格を有している団体、または法人格を有している団体を含む共同体であること。

(2)　団体またはその代表者が次の項目に該当しないこと。

ア　法律行為を行う能力を有しない者

イ　破産者で復権を得ない者

ウ　地方自治法施行令第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。例：同令第167条の11第1項)の規定により本市における一般競争入札等(指名競争入札は、準用規定により当然含まれる。)の参加を制限されている者

エ　本市が行う建設工事等の請負または物品の購入もしくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

オ　地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者(本市の取消しに限定しない。)

カ　彦根市および彦根市以外において、辞退により指定管理者(候補者)として不選もしくは不指定となったことがある者で、その辞退の日から5年を経過しない者

キ　会社更生法、民事再生法等の規定により更生または再生の手続をしている者

ク　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団 または同条第6号に規定する暴力団員

ケ　暴力団、暴力団員、暴力団員の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。)もしくは暴力団員と密接な関係を有する者が、役員や職員であり、または出資もしくは融資を行うなど、これらの者が事業活動に相当程度の影響力を有している団体

コ　暴力団、暴力団員または暴力団員の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。)に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益供与を行っている団体

サ　政治団体(政治資金規正法第3条第1項に規定する政治団体およびこれに類する団体)

シ　宗教団体(宗教法人法第2条に規定する宗教団体およびこれに類する団体)

ス　本市における指定管理者の指定において、その公正な手続を妨げる者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合する者

セ　国税および地方税を滞納している者

(3)　彦根市南老人福祉センター、彦根市南デイサービスセンターの管理運営を行う上で人的および物的管理能力がある団体(滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第17号)等を遵守できること。)

(4)　共同体の応募に関する事項

本施設のサービスの向上および業務の効率的な実施を図る上で必要な場合は、共同体

として応募できるものとし、この場合においては次の事項に留意して応募すること。

　ア　共同体で応募する場合は、その名称を設定し、代表する団体を定めること。この場

合において、他の団体は、当該共同体の構成員として扱う。なお、代表する団体また

は構成員の変更は認めない。

　イ　協定の締結にあたっては、共同体の構成員全てを協定当事者とする。応募後の連

絡および選定後の協議は代表する団体を中心に行うが、協定に関する責任は共同体

の構成員全てが負うこととする。

ウ　代表する団体および構成員となる団体にあっては、「(2) 団体またはその代表者が次

の項目に該当しないこと。 」アからセまでの項目に全て該当しないこと。

6　選定に関する事項

(1)　選定スケジュール

　 　ア　公募の周知および公募要項の配布　　 　　　　 令和7年7月9日(水)～8月8日(金)

　 　イ　現地説明会　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 7月17日(木)

　　 ウ　公募要項に関する質問の受付期限　 　　　　　　　　　　　　　　 7月25日(金)

　 　エ　質問の回答日　 　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　 8月1日(金)

　　 オ　申請書類の受付期間　　　　 　　　　　　　　　　 　 8月4日(月)～8月8日(金)

　 　カ　選定(書類審査、プレゼンテーション、ヒアリング)　　　　 　　 8月下旬

　 　キ　選定結果の公表　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　 9月下旬

　ク　指定管理の指定　 令和7年12月下旬～令和8年1月

ケ　協定締結　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和8年1月～3月

(2)　質問の受付

　　ア　受付期限

令和7年7月25日(金)　午後4時45分まで

イ　受付方法

別紙1「質問書」に記入の上、電子メールで高齢福祉推進課まで送付すること。

ウ　送付先

問合せ先と同じ

(3)　質問の回答方法

市のホームページで6(1)のエの日に公表する。

（質問者への個別回答は行わない。）

7　提出書類

公募要項、申請に必要な書類の様式等は、高齢福祉推進課窓口での配布および彦根市ホームページからダウンロードの方法によるインターネットによる配布を行う。

（https://www.city.hikone.lg.jp/kakuka/fukushi\_hoken/7/4/siteikanri/index.html）

(1)　指定申請書

(2)　団体概要書および応募資格を有していることを証する書類

ア　団体であることを証する書類

①　法人格を有している団体の場合

法人の登記事項証明書または法人登記簿謄本

②　共同体である場合

上記①のほか、共同体構成員届、共同体協定書の写し(原本認証したもの)、共同体委任状

③　共同体に法人格を有していない団体を含む場合

上記①、②のほか、団体の規約、構成員名簿、団体の活動状況を示している書類(構成員向けの広報紙やお知らせ文書、団体の活動を紹介している新聞記事のコピーなど)、代表者の住民基本台帳記載事項証明書など

イ　団体またはその代表者が次の項目に該当しないことを証する書類

①　法律行為を行う能力を有しない者

申立書および照会に関する同意書、代表者の身分証明書(本籍地の市町村で

交付されるもの)

②　破産者で復権を得ない者

前記①と同じ

③　地方自治法施行令第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。例：同令第167条の11第1項)の規定により本市における一般競争入札等(指名競争入札は、準用規定により当然含まれる。)の参加を制限されている者

申立書および照会に関する同意書

④　本市が行う建設工事等の請負または物品の購入もしくは製造の請負の指名競

争入札について指名停止措置を受けている者

前記③に同じ

⑤　地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあ

る者(本市の取消しに限定しない。)

　　　　　　　 前記③に同じ

⑥　彦根市および彦根市以外において、辞退により指定管理者(候補者)として不選

定もしくは不指定となったことがある者で、その辞退の日から5年を経過しな

い者

前記③に同じ

⑦　会社更生法、民事再生法等の規定により更生または再生の手続をしている者

前記③に同じ

⑧　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴

力団または同条第6号に規定する暴力団員

前記③に同じ

⑨　暴力団、暴力団員、暴力団員の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。)もし

くは暴力団員と密接な関係を有する者が、役員や職員であり、または出資もしく

は融資を行うなど、これらの者が事業活動に相当程度の影響力を有している団体

前記③に同じ

⑩　暴力団、暴力団員または暴力団員の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。)

に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益供与を行っ

ている団体

前記③に同じ

⑪　政治団体(政治資金規正法第3条第1項に規定する政治団体およびこれに類す

　 る団体)

前記③に同じ

⑫　宗教団体(宗教法人法第2条に規定する宗教団体およびこれに類する団体)

前記③に同じ

⑬　本市における指定管理者の指定において、その公正な手続を妨げる者または公

正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合する者

申立書

⑭　国税および地方税を滞納している者

各税の納税証明書

(3)　定款の写し

(4)　管理業務の事業計画書（施設毎に分けて提出すること）

(5)　管理業務に係る収支計画書（施設毎に分けて提出すること）

(6)　団体の経営(運営)状況を説明する書類

ア　申請日の属する年度の前3事業年度の収支(損益)計算書またはこれらに相当する

　書類

イ　申請日の属する年度の前3事業年度の貸借対照表またはこれらに相当する書類

ウ　申請日の属する年度の前3事業年度の会計監査結果報告書またはこれらに相当す

る書類

エ　財産目録またはこれに相当する書類

オ　申請日の属する事業年度もしくは翌事業年度の収支予算書またはこれらに相当す

　る書類

(7)　介護保険法第41条第1項の指定居宅サービス事業者である場合は、そのことを証明

する通知の写し等(ただし、通所介護の指定を受けた事業所を有する法人に限る。)

(8)　介護保険法第115条の45の3第1項の指定事業者である場合は、そのことを証明する通知の写し等(ただし、介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防通所介護相当サービスの指定を受けた事業所を有する法人に限る。)

8　提出部数

正本1部、副本12部の計13部

9　提出期限等

令和7年8月8日(金)午後4時45分までに、持参または郵送（簡易書留、提出期限の日までに必着）のいずれかの方法により、彦根市福祉保健部高齢福祉推進課まで提出すること。

ただし、彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条で規定する市の休日は受付を行わない。

10 現地説明会

指定管理業務等についての現地説明会を次のとおり開催する。

日時　令和7年7月17日（木）14時00分から(1～2時間程度)

場所　彦根市南老人福祉センター

彦根市田原町13番地2

※参加を希望する場合は、7月11日(金)正午までに、別紙2「参加申込書」により電子メールで高齢福祉推進課まで申し込むこと。なお参加人数は、申請団体で2人以内とする。

11　選定方法および選定基準

(1)　選定基準および配点

別表「選定基準表(様式8)」のとおり。

(2)　選定方法

選定委員会において書類審査、プレゼンテーションおよび選考委員によるヒアリングを実施し優秀提案者を選定する。

　(3)　基準価格(彦根市南老人福祉センターのみ)

　　　　一事業年度において9,110,000円

12 利用料金制について

ア　彦根市南老人福祉センター

　　 彦根市南老人福祉センターについては、利用料金制は採用しない。

イ　彦根市南デイサービスセンター

利用料金制を採用し、利用料金は指定管理者の収入として収受させるものとする。

なお、利用料金は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の63の2、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)、彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防通所介護相当サービスの事業の人員、設備および運営ならびに介護予防通所介護相当サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準ならびに介護予防通所介護相当サービスに要する費用の額を定める要綱(平成29年彦根市告示第47号)または彦根市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービスＡの事業の人員、設備および運営に関する基準ならびに通所型サービスＡに要する費用の額を定める要綱(平成29年彦根市告示第48号)により算定した額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

13 市への納付金について(彦根市南デイサービスセンターのみ)

指定管理者は、別添「管理業務仕様書」において定める納付金基準価格を彦根市に納付すること。納付の方法等詳細は協定書締結時に定める。

14 選考結果の通知

応募者全員に文書にて通知する。

15 その他

(1)　この施設に対して複数の申請を行うことはできない。

(2)　申請に係る費用は、全て応募者の負担とする。

(3)　申請書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、公募や選定に係る公表をする場合

やその他本市が必要と判断するときは、市は申請書類の全部または一部を無償で使用できるものとする。

(4)　申請内容に、特許権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利を用いる

提案があり、これらを用いた結果生じる事象に係る責任は、全て応募者が負うこと。

(5)　申請書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(6)　申請の辞退は、選定委員会開催の前日までに限り書面をもって行うことができる。

ただし、この場合においても申請書類は返却しない。

(7)　再度の選定について

次の場合は、再度の選定を行うことがある。

ア　応募がなかった場合

イ　応募があったものの適切な提案がなく、候補者が選定できない場合

ウ　選定の結果を通知した後に指定管理者に指定できない次のような事情が生じた

場合

①　議会において指定議案が否決されたとき。

②　指定管理者(候補者)が倒産、解散等の状態になり、団体としての能力や存在を

なくしたとき。

③　応募資格がなかったことが判明したとき。

④　指定管理者(候補者)が提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。

⑤　辞退(ただし、市が真にやむを得ないと認める理由に限る。)

16 申請書類の提出先および問合せ先

　 彦根市福祉保健部高齢福祉推進課

〒522－0057　彦根市八坂町1900番地4　くすのきセンター2階

電話：0749－24－0828　　Fax：0749－24－5870

メールアドレス：kourei@ma.city.hikone.shiga.jp